

看護職の専門職性を構成する概念

The Concept Constituting Nurses' Professionalism

葛西 敦子*・大坪 正一**

Atsuko KASAI*, Shoichi OTSUBO**

要 旨

近年の看護職の向上はめざましく、専門職 (profession) として認められるべく、努力がなされている。看護職が専門職として認められるためには、看護職としての専門職性 (professionalism) を発揮することが必須となる。そのためには看護職の専門職性の概念を明らかにしておくことが重要である。そこで、日本看護協会の「看護制度検討会報告書」の中の「21世紀に向かって期待される看護職者」、「看護師の倫理規定」、日本看護系大学協議会の「期待される看護専門職像」、名越のまとめた「専門職の構成要件」を概観し、「看護職の専門職性」を構成する概念についてまとめた。その結果、【1. クライエントの総合的理解】【2. 専門的知識と技術に基づく看護実践】【3. 問題解決能力】【4. 専門職としての成長】【5. 患者の権利の尊重と擁護】【6. 他職種との連携、リーダーシップ能力】【7. 社会的責任】【8. 専門職としての自律性】という8つの下位概念を抽出した。

キーワード：看護職、専門職性、概念

I. はじめに

わが国では、少子・高齢社会、医療の高度化・専門化などの看護を巡る状況の変化により、看護サービスを必要とする人々の割合は増大し、ケアニーズも複雑・多様化している。このような動向に対応するために、看護職員には今後ますます高い知識・技術が求められている。1987年に厚生省 (現厚生労働省) の「看護制度検討会」¹⁾ は、21世紀に向かって期待される看護職者の要件として「専門職として誇りうる社会的評価を受けるものであること」を求めた。看護職者の果たすべき役割の重要性にかんがみ、資質の高い看護職者の養成確保と社会的地位の向上を図るため、看護制度改革について検討したものであった。近年の看護職の向上はめざましく、専門職 (profession) として認められるべく、努力がなされている。

石村²⁾ は、「専門職 (profession) とは、学識 (科学または高度の知識) に裏づけられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づいて、

不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的な要求に応じて、具体的奉仕活動をおこない、よって社会全体の利益のために尽くす職業である」と定義した。そして古典的な三大プロフェッションとしては、聖職者、法律家、医師があげられている³⁾。

近年に至って、今まで「準専門職 (semi-profession)」あるいは「自称専門職 (would-be profession)」とみられた職業の多くが社会的変化や要請に応じて専門職化 (professionalization) を促進している⁴⁾。専門職・プロフェッションとして社会的評価と地位を確立しえない職種の典型として、看護職が挙げられてもいる⁵⁾。看護職は自称専門職の典型といわれている。「専門職化 (professionalization)」とは、ある職業が専門職 (profession) の構成要件を獲得していく動態的過程である。看護職のプロフェッショナルリズムに関する議論が盛んに行われている^{6)~8)}。看護職が専門職に位置づけられるための専門職化 (professionalization) には検討事項が山積して

* 弘前大学教育学部教育保健講座

Department of School Health Science, Faculty of Education, Hirosaki University

** 弘前大学教育学部学校教育講座教育学分野

Department of School Education (Educational Science), Faculty of Education, Hirosaki University

いるのが現状である。そのためにはまず、看護職一人ひとりが専門職として認められるべく、努力することが求められる。

看護職員には保健師、助産師、看護師、准看護師の四種がある。ここでは、看護専門職とは日本看護系大学協議会⁹⁾でいうところの看護師、保健師、助産師とする。

わが国で、看護の専門職性について論じられ始めたのは、1970年代のことである。プロフェッションとはそれぞれの職業の具体的な仕事内容ではなく、それぞれの仕事内容について共通するある種の性質をとり出して示す言葉として用いられている¹⁰⁾。その特殊な性質＝プロフェSSION的性質＝プロフェSSION性とはどのようなものであろうか。プロフェSSIONナリズム (professionalism) とは、プロフェSSION (professions) の従事者たるプロフェSSIONナル (professionals) に特徴的に見い出される、固有の職業的活動への取り組み方ないしその遂行に関する共有の志向を意味するものである¹¹⁾。看護職が専門職として認められるためには、看護職としての専門職性を発揮することが必須となる。そのためには看護職の専門職性の概念を明らかにしておくことが重要である。そこで、本研究では「看護職の専門職性」を構成する概念についてまとめることを目的とする。

II. 看護職の専門職性に関する文献レビュー

看護師の専門職性に焦点を当てた研究には志自岐¹²⁾、中村¹³⁾、定廣ら^{14),15)}の報告が見受けられた。

志自岐は、看護師に対して、専門職としての看護師の行動について聞き取り調査を行い、看護師の専門職性を構成する概念を明らかにした。看護管理者、看護系大学教員、教員養成講座の学生、および修士課程の看護管理学専攻の学生の合計10名に対して、「専門職としての看護師の行動」について半構成的面接法を用いて聞き取り調査を行った。その結果、看護師の専門職性の構成概念として、「1. 知識と技術に基づくケア」、「2. 患者の権利の尊重」、「3. 同僚や他職種との共働 (コラボレーション)」、「4. 専門職としての自律」、「5. 看護という仕事への専心」の5つを抽出した。

また、中村は、先行研究の成果から演繹的に抽出した「専門職としての構成要素」「看護専門職としての構成要素」からなる質問紙により、それらの構成要素を臨床看護師がどの程度重要と考えて

いるかについて意識調査を実施した。その結果、「1. 知識を持って実践することを必要とする」「2. 看護独自の技術の習得」「3. 看護学についての高度な専門知識」「4. 患者が抱えている問題状況を判断できる力」「5. 特定状況を正確に解釈できる能力」「6. コミュニケーション能力」「7. 後輩の育成」「8. 個人的責任を伴う」「9. 生涯学習による自己啓発」の9つが抽出された。

定廣らは、看護師の専門職性の確立を目指し、看護場面における看護師の行動に着目し、看護実践に独自に存在する特徴を看護学的視点から明らかにすることを試みた。清潔への援助を中心とする看護場面において、「1. 問題解決・回避のための患者生活・治療行動代行, 症状緩和, 生活機能維持・促進とその個別化」「2. 情報の組織化と活用による問題の探索と発見」「3. 問題解決に向けた相互行為の円滑化」「5. 問題克服に向けた患者への心理的支援」「6. 問題解決への自己評価による価値意識の変動」の5つの中核的な概念で説明される行動を示していることを明らかにした。看護職が、他者に対し、熟達したサービスを提供することを目的とし、その活動が専門的な知的研究と訓練によって基礎づけられる職業である専門職たりうる職業であることを示唆した。

III. 「看護職の専門職性」を構成する概念の検討

前述したいずれの「看護職の専門職性」に関する研究も、大変意義深いものである。しかし、志自岐の研究は聞き取り調査を基にした看護師の行動からの調査であることから、対象者の考えが大きく結果に現れているものであり、それが、「看護職の専門職性」を抽出するには限界があるものと考えられる。また、中村が言うようにこの研究は、対象者が一大学病院で働く臨床看護師であることや、対象者が考えるところの「専門職」についての認識が様々であることが、この研究の限界としていた。定廣らの研究は看護場面における看護師の行動から、それぞれ「看護職の専門職性」を導き出したものであることから、看護場面での行動からは、見いだすことができない専門職性があるものと考えられる。

それぞれの研究の限界を鑑み、本研究では日本看護協会や看護系大学協議会が求めている・目指している看護職像を取り上げることにより「看護職の専門職性」を構成する概念を広義に捉えることができるものと考えた。そこで、日本看護協会

の「看護制度検討会報告書」の中の「21世紀に向かって期待される看護職者」¹⁶⁾、「看護婦の倫理規定」¹⁷⁾、日本看護系大学協議会の「期待される看護専門職像」¹⁸⁾を概観した。また、看護の視点だけでなく、専門職としての視点も必須であることから、名越¹⁹⁾のまとめた「専門職の構成要件」も取り入れた。

1. 日本看護協会の「21世紀に向かって期待される看護職者」

日本看護協会は、保健師、助産師、看護師、准看護師の有資格者が創る職能団体である。会員の自治によって保健師、助産師、看護師、准看護師の福祉を図ると共に職業倫理の向上、看護に関する専門的教育及び学術の研究に努め、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的としている。

その日本看護協会は長年にわたって看護制度に関する検討を行っており、1987年（昭和62年）4月に「看護制度検討会報告書」をまとめた。それは、今後の看護職者の果たすべき役割の重要性にかんがみ、資質の高い看護職者の養成確保と社会的地位の向上を図るために、21世紀に向かっての看護制度改革について検討したものである。その中で「21世紀に向かって期待される看護職者」に具備することを求めた要件を述べている（表1）。

<p>表1. 21世紀に向かって期待される看護職者</p> <p>21世紀に向かって期待される看護職者は、概ね、次のような要件を具備することが求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門職として誇り得る社会的評価を受けるものであること。 2. 国民から信頼されるに足る専門的知識（サイエンス）、技能（アート）を有し、併せて、社会の変化に対応できるよう自ら研鑽に努めること。 3. 患者心理について人間として感性高く受容することができる資質（ヒューマニティ）を持ち、問題解決のための方法等を的確に判断する力を持っていること。 4. 多くの職種と協力しながら、患者が最適な療養生活が送れるよう調整役となり、良きリーダーシップを発揮できること。

2. 日本看護協会の「看護婦の倫理規定」

日本看護協会は、1988（昭和63）年に看護師の行動の指針として「看護婦の倫理規定」を提示している。人々の看護へのニーズは共通で、その基

本は不変である。看護師の基本的責任は、人々の健康を増進し、疾病を予防し、健康を回復し、苦痛を軽減することである。この責任を遂行するに当たっての看護婦の行動の指針を提示したものである（表2）。なお、2003年8月新たに「看護者の倫理綱領」が示されたことを追記しておく。

看護婦と記述されているが、平成14年3月1日より保健師助産師看護師法の施行に伴い、保健婦・士、助産婦、看護婦・士、准看護婦・士の名称が変更されている。ここでは、当時の表記のままとした。

<p>表2. 看護婦の倫理規定</p> <p>人々の看護へのニーズは共通で、その基本は不変である。看護婦の基本的責任は、人々の健康を増進し、疾病を予防し、健康を回復し、苦痛を軽減することである。この責任を遂行するにあたっての看護婦の行動の指針を日本看護協会は以下のように提示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護婦は、人間の生命を尊重し、また人間としての尊厳および権利を尊重する。 2. 看護婦は、対象の国籍、人権、信条、年齢、性別、社会的身分、経済的狀態にこだわることなく対応する。 3. 看護婦は、対象のプライバシーの権利を保護するために、個人に関する情報を守り、これを他者と共有する場合には、適切な判断のもとに対応する。 4. 看護婦は、現実の状況下において個人としてあるいは他者と協働して、常に可能な限り高度な看護を提供する。また、自己の実施した看護については個人としての責任をもつ。 5. 看護婦は、対象のケアが他者によって阻害されているときは、対象を保護するよう適切に行動する。 6. 看護婦は、地域における健康問題の解決のために住民と協力するとともに、国の政策決定に積極的に参画する。 7. 看護婦は、常に質の高い看護を提供できるよう個人の責任において継続的学習に努める。 8. 看護婦は、看護実践の水準を高め、よりよい看護ケアのための研究に努める。 9. 看護婦は、人々に常に質の高い看護を提供できるよう教育の水準を設定し、実施する。 10. 看護婦は、常に看護水準を高めるような看護制度の確立に参画し、また、看護専門職のレベルの向上のために組織的な活動を行う。

3. 日本看護系大学協議会の「期待される看護専門職像」

日本看護系大学協議会は、看護系大学相互の提

携と協力によって学術と教育の発展に寄与し、看護学高等教育機関の使命を達成することを目的としている。従来の看護教育は、専修学校等において職業教育を主な目的にしていたが、看護学自体の発展と看護学を取り巻く環境の変化によって、現在とこれからの看護学教育には大きな改革が求められている。すなわち、科学的な知識・技術と深い人間理解を基盤にした実務家を育成するとともに、看護学を発展させることが期待されている。

1994（平成6）年3月（財）大学基準協会・看護教育研究委員会報告のなかで「看護職に期待される像」が報告されている。それを日本看護系大学協議会第3回看護教育行政政策特別事業会議（1997（平成9）年9月20日）において加筆修正したものが「期待される看護専門職像」である。2000（平成12）年2月20日の日本看護系大学協議会学長・学部長会では21世紀のヘルスケアの展望と看護職の役割として、次のように述べている。

看護は、看護ケアを必要としている生活者と看護する者が心をひらいて向き合った実践の場から始まる。看護は看護する者の知恵、技、感性、情緒、人間性などが一体となって、健康問題をもつ生活者と共にその問題や課題の解決に挑む。看護は健康問題をもつ生活者を社会的存在として家族や他の人々との関わりの中で変化していく人としてみてゆく。また、その人がまわりに在るあらゆるもの、たとえば、動植物や化学物質、それらを取り囲む物理的環境などとダイナミックに関連し合いながら変化していく存在としてとりくむ。看護は、そのような生活者の体験世界に目を据え、これを読み取り、その時点でその生活者に最適なケアの方法を生み出そうとする感性豊かな芸術ともとらえることができる。それは、生活者自身にとってときに新しい生活を築き、自己の心身のもつ可能性を探してゆく建設的活動となり、看護する者にとっては、その生活者とともに行う創造的な仕事である。

このような責務を担う看護専門職のあり方を大学基準協会が示した期待される看護師像に基づいて、表3のように表わしている。

4. 専門職の構成要件

「専門職化（professionalization）」とは、ある職業が専門職（profession）の構成要件を獲得していく動態的過程である。その構成要素については、フレクスナー（Flexner, A.）をはじめ、リー

表3. 期待される看護専門職像

（看護専門職とは、看護婦・士、保健婦・士、助産婦を含める）

- 看護専門職は、多様にしかも急速に変化しつつある社会状況を認識し、生涯を通して最新の知識、技術を学習しつづける。
- 看護専門職は、未知の課題に対しては、自ら幅広く多様な情報を収集し、創造性を発揮して積極的にその解決に向けて取り組む。
- 看護専門職は、保健・医療・福祉の領域を広い視野でとらえ、この領域のサービスの受益者であるクライアントの権利を尊重し、これを擁護する立場で適切な倫理的判断を行う。
- 看護専門職は、クライアントを生活する主体にとらえるために、その身体・精神のみならず生活習慣や生活環境を含めて専門的にアセスメントし、それにもとづいて計画的に看護ケアを行う。
- 看護専門職は、人間性豊かで暖かく、生命に対して深い畏敬の念をもつ。クライアントやその家族を理解することに努め、クライアントが自立して自己実現ができるよう援助する。
- 看護専門職は、一人の専門職として社会的責任を自覚する。又、その社会が求める建設的発展に対して積極的に貢献する。
- 看護専門職は、他の医療従事者と協働し、必要に応じて当該チームのリーダーとして活躍する。又、地域の保健・医療・福祉にかかわる諸資源に通曉し、クライアントの状態に応じてそれらの諸資源をコーディネートする。

バーマン（Lieberman, M.）など、多くの研究者によって定義されてきた。それらを名越は6つにまとめている。

- ①範囲が明確で、社会的に必要不可欠な仕事に独占的に従事する。
- ②理論的に裏づけられた高度な知識や技術を必要とし、その習得のために長期の専門的教育（訓練）が必要となる。
- ③施業者（practitioner）は、個人としても集団としても、広範な自律性が与えられるが、その自律性の範囲内で行った判断や行為については直接に責任を負う。
- ④サービスの提供は、営利よりも、公共の利益を第一義的に重視して行う。
- ⑤職能水準を維持し向上させるために、包括的自治組織を結成し、適用の仕方が具体化されている倫理綱領（code of ethics）をもっている。
- ⑥その職業に従事するためには、国家、またはそれに代わる機関による厳密な資格試験をパスすることが要求される。

このような構成要件は、ある職業が完全に専門職として確立した場合にみられるものである。それは、一つの理想的モデルであり、理念型であり、既成の専門職（聖職者、法律家、医師）といえども、この理想型に向かってより高度な専門職化を押し進めていく必要があるということである。それらの要件を満たしている職業は、結果として高い社会的地位が与えられる。

5. 「看護職の専門職性」を構成する概念

日本看護協会の「21世紀に向かって期待される看護職者」、「看護婦の倫理規定」、日本看護系大学協議会の「期待される看護専門職像」、さらに「専門職の構成要件」で示されている内容から、共通項目を取り出し、まとめたのが表4である。それらの共通項目を「看護職の専門職性」の構成概念としたところ、【1. クライエントの総合的理解】【2. 専門的知識と技術に基づく看護実践】【3. 問題解決能力】【4. 専門職としての成長】【5. 患者の権利の尊重と擁護】【6. 他職種との連携、リーダーシップ能力】【7. 社会的責任】【8. 専門職としての自律性】という8つの下位概念を抽出した。

8つの下位概念は次のように説明される。

【1. クライエントの総合的理解】とは、患者を一人の人間として総合的（全人的）に理解することで、それは患者の身体的・精神的側面ばかりでなく、生活習慣や生活環境を含めた日常生活全般からも理解することである。患者や家族を理解するように努め、患者が自立して自己実現できるように援助することである。

【2. 専門的知識と技術に基づく看護実践】とは、理論的に裏づけられた専門的な知識と技術に基づいて看護を実践することである。看護学の基礎を修得し、看護ケアに活用することである。

【3. 問題解決能力】とは、患者の問題を把握するために、幅広くデータを収集・分析し、解決に努めることである。患者の問題解決のために、看護を計画し、実施、評価する看護過程を実践することである。

【4. 専門職としての成長】とは、質の高い看護を提供できるように、自分の責任において最新の知識・技術の修得のため継続的に学習すること、人間としての広い視野と高い見識を養うよう自ら研鑽に努めることである。さらには、医療や看護学の発展に貢献するように、看護に関して研究的取り組みをすることである。

【5. 患者の権利の尊重と擁護】とは、人間の生命を尊重し、また人間としての尊厳および権利を尊重することである。患者のプライバシーの権利を保護するために、個人に関する情報を守るように努めることである。そして、患者のケアが他の医療職者によって阻害される場合は、患者の擁護者として他の医療職者に改善を働きかけることである。

【6. 他職種との連携、リーダーシップ能力】とは、他の医療職者と互いに専門性を尊重し、連携をとりながら、患者が最適な療養生活を送れるよう看護を展開することである。さらには、他の医療職者と協働する中で調整役としてのリーダーシップを発揮することである。

【7. 社会的責任】とは、看護職の一人として社会的責任を自覚することで、人々の健康と福祉など社会の求めに対して積極的に貢献することである。

【8. 専門職としての自律性】とは、自己の実施した看護については個人としての責任をもつことであり、上司の指示の範囲においても、自分の倫理的判断に基づいて、主体的に職務を遂行することである。専門的知識と技術を根拠として、科学的判断のもと適切なケアを行うことである。

本研究で導き出した「看護職の専門職性」の各下位概念は看護職者の行動や意識の形で内容としたところ、表5のようになった。それらの項目の表現については、博士または修士の学位を有する看護専門家二人の助言を仰いだ。この構成概念は、臨床で働く看護師が日頃の看護業務において、どのくらい「看護職の専門職性」へ取り組んでいるか、発揮しているかを調査するための項目として有効なものと考えた。

IV. おわりに

医療の高度化に伴い、看護の役割が拡大している現在、看護職の向上はめざましく、専門職（profession）として認められるべく、努力がなされている。プロフェッションとはそれぞれの職業の具体的仕事内容ではなく、それぞれの仕事内容について共通するある種の性質をとり出して示す言葉として用いられて、固有の職業的活動への取り組み方ないしその遂行に関する共有の志向を意味するものである。そこで、「看護職の専門職性」を構成する概念についてまとめ、【1. クライエントの総合的理解】【2. 専門的知識と技術に基づく看護

表4. 「看護職の専門職性」を構成する概念

文献	【1. クライエントの総合的理解】	【2. 専門的知識と技術に基づく看護実践】	【3. 問題解決能力】	【4. 専門職としての成長】	【5. 患者の権利の尊重と擁護】	【6. 他職種との連携、リーダーシップ能力】	【7. 社会的責任】	【8. 専門職としての自律性】
日本看護協会「21世紀に向かって期待される看護職者の具備すべき要件」(1987)	患者心理について人間として感性高く受容することができる資質(ヒューマニティ)を持ち……。	国民から信頼されるに足る専門的知識(サイエンス)、技能(アート)を有し……。	問題解決のための方法等を的確に判断する力を持っていること。	専門職として誇り得る社会的評価を受けるものであること。 社会の変化に対応できるよう自ら研鑽に努めること。		多くの職種と協力しながら、患者が最適な療養生活が送れるよう調整役となり、良きリーダーシップを発揮できること。		
日本看護協会「看護婦の倫理規定」(1988)		看護実践の水準を高め、よりよい看護ケアのための研究に努める。 人々に常に質の高い看護を提供できるような教育の水準を設定し、実施する。		常に質の高い看護を提供できるような個人の責任において継続的学習に努める。 看護実践の水準を高め、よりよい看護ケアのための研究に努める。 人々に常に質の高い看護を提供できるような教育の水準を設定し、実施する。 常に看護水準を高めるような看護制度の確立に参画し、また、看護専門職のレベルの向上のために組織的な活動を行う。	人間の生命を尊重し、また人間としての尊厳および権利を尊重する。 対象の国籍、人権、信条、年齢、性別、社会的身分、経済的状態にこだわることなく対応する。 対象のプライバシーの権利を保護するために、個人に関する情報を守り、これを他者と共有する場合には、適切な判断のもとに対応する。 対象のケアが他者によって阻害されているときは、対象を保護するように適切に行動する。	現実の状況下において個人としてあるいは他者と協働して、常に可能な限り高度な看護を提供する。	地域における健康問題の解決のために住民と協力するとともに、国の政策決定に積極的に参画する。	自己の実施した看護については個人としての責任をもつ。 常に看護水準の確立に参画し、また、看護専門職のレベルの向上のために組織的な活動を行う。
日本看護系大学協議会「期待される看護専門職像」(1997)	クライアントを生活する主体にとらえるために、その身体・精神のみならず生活習慣や生活環境を含めて専門的にアセスメントし、それにもとづいて計画的に看護ケアする。 クライアントやその家族を理解することに努め、クライアントが自立して自己実現ができるよう援助する。	看護学の基礎を確実に修得し、科学的・倫理的判断のもとに適切なケアを行う。	未知の課題に対しては、自ら幅広く多様な情報を収集し、創造性を発揮して積極的にその解決に向けて取り組む。 身体・精神のみならず生活習慣や生活環境を含めて専門的にアセスメントし、それにもとづいて計画的に看護ケアする。 クライアントが自立して自己実現ができるよう援助する。	多様にしかも急速に変化しつつある社会状況を認識し、生涯を通して最新の知識、技術を学習しつづける。 未知の課題に対しては、自ら幅広く多様な情報を収集し、創造性を発揮して積極的にその解決に向けて取り組む。 保健・医療・福祉の領域を広い視野でとらえ、……。	クライアントの権利を尊重し、これを擁護する立場で適切な倫理的判断を行う。 人間性豊かで暖かく、生命に対して深い畏敬の念をもつ。クライアントやその家族を理解することに努め、クライアントが自立して自己実現ができるよう援助する。	他の医療従事者と協働し、必要に応じて当該チームのリーダーとして活躍する。又、地域の保健・医療・福祉にかかわる諸資源に連携し、クライアントの状態に応じてこれらの諸資源をコーディネートする。	一人の専門職として社会的責任を自覚する。又、その社会が求める建設的發展に対して積極的に貢献する。	看護学の基礎を確実に修得し、科学的・倫理的判断のもとに適切なケアを行う。
専門職の構成要件		理論的に裏づけられた高度な知識や技術を必要とし、……。		理論的に裏づけられた高度な知識や技術を必要とし、その習得のために長期的教育(訓練)が必要となる。			サービスの提供は、営利よりも、公共の利益を第一義的に重視して行う。	施業者は、個人としても集団としても、広範な自律性が与えられるが、その自律性の範囲内で行った判断や行為については直接に責任を負う。

表5. 「看護職の専門職性」を構成する概念

【1. クライエントの総合的理解】

1. 私は、患者を一人の人間として総合的に理解するようにしている。
2. 私は、患者の身体的・精神的側面ばかりでなく、生活習慣や生活環境を含めた日常生活全般からも理解するようにしている。
3. 私は、患者の疾患にのみ注目するのではなく、患者や家族をも理解するように努めている。

【2. 専門的知識と技術に基づく看護実践】

4. 私は、看護学の基礎を修得し、看護ケアに活用している。
5. 私は、専門的な知識と技術に基づいて看護を実践している。
6. 私は、理論的に裏づけられた知識や技術に基づいて、看護を提供している。

【3. 問題解決能力】

7. 私は、患者の問題を把握するために、幅広くデータを収集・分析し、解決に努めている。
8. 私は、患者の問題解決のために、看護を計画し、実施、評価している。
9. 私は、患者の問題解決のために、看護過程を実践できる。

【4. 専門職としての成長】

10. 私は、医療や看護学の発展に貢献するように、看護に関して研究的取り組みをしている。
11. 私は、質の高い看護を提供できるように、自分の責任において最新の知識・技術の修得のため継続的に学習している。
12. 私は、質の高い看護を提供するために、専門の知識・技術とともに、人間としての広い視野と高い見識を養うように努めている。

【5. 患者の権利の尊重と擁護】

13. 私は、患者のプライバシーの権利を保護するために、個人に関する情報を守るように努めている。
14. 私は、患者の生命を尊重し、また人間としての尊厳および権利を尊重している。
15. 私は、他の医療職者によって患者のケアが阻害される場合は、患者の擁護者として他の医療職者に改善を働きかける。

【6. 他職種との連携、リーダーシップ能力】

16. 私は、他の医療職者と互いに専門性を尊重し、連携をとりながら、患者の看護を展開している。
17. 私は、他の医療職者と協力しながら、患者が最適な療養生活を送れるよう援助している。
18. 私は、患者の援助のために、他の医療職者と協働する中で調整役としてのリーダーシップを発揮するようにしている。

【7. 社会的責任】

19. 私は、看護職の一人として社会的責任を自覚している。
20. 私は、看護職の一人として社会の求めに対して積極的に貢献している。
21. 私は、看護職の一人として人々の健康と福祉に貢献するため、看護を提供している。

【8. 専門職としての自律性】「自律性」とは「上司や雇用者から専門的判断及び措置において指図を受けない職業活動上の自主性」（個人としての自律性）

22. 私は、自分自身の看護行為に対する法的責任を自覚して、看護を提供している。
23. 私は、上司の指示の範囲においても、自分の倫理的判断に基づいて、主体的に職務を遂行している。
24. 私は、専門的知識と技術を根拠として、科学的判断による看護を心がけて実践している。

実践】【3. 問題解決能力】【4. 専門職としての成長】

【5. 患者の権利の尊重と擁護】【6. 他職種との連携、リーダーシップ能力】【7. 社会的責任】【8. 専門職としての自律性】という8つの下位概念を抽出した。社会そのものが目まぐるしく変化しているなかで、看護とりまく状況の変化や看護への期待の変化などにより、「看護職の専門職性」の概念も変化するものと考え。いずれにせよ、臨床の場で

働く看護職が、日頃の看護業務のなかで、その専門職性をいかに発揮しているかが重要となる。

文 献

- 1) 日本看護協会：動きだす看護制度改革 看護制度検討会報告書全文収録。第5刷，12-13，日本看護協会出版会，1988。
- 2) 石村善助：現代のプロフェッション。第1刷，25

- 26, 至誠堂, 1969.
- 3) 八木正: 現代社会学辞典(北川隆吉監修)“職業”の頁参照. 初版第1刷, 555-564, 有信堂高文社, 1984.
- 4) 杉森みど里: 看護教育学. 第3版第1刷, 6, 医学書院, 1999.
- 5) 米田頼司: 専門職の社会学: 保健婦の場合(1) —その1—和歌山県下の保健婦の実態・意識調査から—. 和歌山大学教育学部紀要 人文科学, 第38集, 141, 1989.
- 6) 草刈淳子: 専門職(プロフェッション)の概念と専門職化が進み始めた看護職. インターナショナル・ナーシング・レビュー, 18(1), 4-10, 1995.
- 7) 島田陽子: 「プロフェッショナル」を目指すにあたって. インターナショナル・ナーシング・レビュー, 18(1), 14-17, 1995.
- 8) 中島紀恵子: 看護はいかにプロフェッショナルリズムを確立すべきか—福祉・心理医療職との関連で. インターナショナル・ナーシング・レビュー, 18(1), 18-22, 1995.
- 9) 日本看護系大学協議会学長・学部長会: 21世紀に求められる看護学教育—高度な看護実践の実現に向けて—. 5-6, 日本看護系大学協議会, 2000.
- 10) 前掲2), 15-16.
- 11) 長尾周也: プロフェッショナリズムの研究—(1)プロフェッションおよびプロフェッショナル—. 大阪府立大学経済研究, 25(1), 18-49, 1980.
- 12) 志自岐康子: 看護婦の専門職性の構成概念—看護婦への面接調査から—. 東京保健科学学会誌, 1(1), 45-48, 1998.
- 13) 中村美鈴: 専門職に関する臨床看護婦・士の意識構造. 聖母女子短期大学紀要, 第13号, 47-60, 2000.
- 14) 定廣和香子, 舟島なをみ, 杉森みど里: 看護場面における看護婦(士)行動に関する研究. 千葉看護学会会誌, 3(1), 1-7, 1997.
- 15) 定廣和香子: 看護婦(士)行動の説明概念からみた看護の専門職性. Quality Nursing, 4(3), 8-14, 1998.
- 16) 前掲1)
- 17) 波多野梗子: 系統看護学講座 専門1 基礎看護学 1. 第13版第1刷, 247, 医学書院, 2001.
- 18) 前掲9)
- 19) 名越清家: 教職の専門職化をめぐる意識と実態(市川昭午篇: 教師=専門職論の再検討). 初版, 67-94, 教育開発研究所, 1986.

(2005. 1. 11受理)